

静岡県がんセンター局告示第1号

静岡県立静岡がんセンター事業の設置等に関する条例による使用料及び手数料の額（平成14年静岡県がんセンター局告示第1号）の一部を次のように改正する。

令和7年1月21日

静岡県立静岡がんセンター事業管理者

静岡県がんセンター局長 内田 昭 宏

4の表中

「

イ テモゾロミド用量強化療法 膠芽種（初発時の初期治療後に再発又は増悪したものに限る。）	1コースにつき	5,600	1コースは、原則として連続する14日間の治療期間とする。
--	---------	-------	------------------------------

を

」

「

イ 削除			
------	--	--	--

に改める。

」

附 則

この告示は、公示の日から施行する。